

令和6年3月29日  
学 長 決 定

## ●基本方針・目的

京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）は、京都が持つ知と技を活用して、教育研究を展開し、新たな価値創造による次世代の社会システムを構築することにより、地球と日本の未来に、人類が「平和で豊か」な美しい社会を育むことに貢献することを社会的使命として掲げている。本学における研究活動の過程で生み出された研究データを適切に管理・保持し、公開等によって利活用を促進することにより、本学は使命として掲げる「平和で豊か」な美しい社会を育むことに資する。

この理念のもと、本ポリシーにより、本学における研究データの保存・保管及び利活用の方針、責任及び役割について定める。

## ●研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、デジタル・非デジタルを問わず、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、生データのみならずそれらを解析または加工して作成したデータも含む。

## ●研究者の権利と責務

本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの保存、管理及び公開を行う権利及び責務を有していることを認める。

ただし、研究者が研究データの保存、管理及び公開を行うにあたっては、法令、契約または本学が定める規程等を遵守するものとする。

## ●大学の責務

本学は、研究者が研究データを保存、管理及び公開を支援する環境を整備し、研究データの利活用を促進する責務を有する。

## ●見直しについて

社会情勢等の状況変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。

## 1. 用語の定義

### ●研究データの定義

本ポリシーにおける**研究データ**とは、デジタル・非デジタルを問わず、研究活動の過程で**研究者**によって収集又は生成された情報を指し、生データのみならずそれらを解析または加工して作成したデータも含む。

### ●研究者の権利と責務

本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその**研究データの保存、管理及び公開**を行う権利及び責務を有していることを認める。

ただし、研究者が研究データの保存、管理及び公開を行うにあたっては、法令、契約または本学が定める規程等を遵守するものとする。

本ポリシーにおいて用いられる用語は次のように定義される。

#### 【研究データ】

ポリシー本文に記載の通り、本ポリシーにおける研究データとは、デジタル・非デジタルを問わず、研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、生データのみならずそれらを解析または加工して作成したデータも含む。

例えば、典型的には「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「試料・標本」などが該当する。

#### 【研究者】

本ポリシーにおける研究者とは、本学の役員、職員、学生等であって、本学において研究活動を行うすべての者を指す。なお、職員とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている者をいい、学生等とは、学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、特別受入学生、国際交流学生、外国人留学生、特別研究員、国際訪問研究員及び受託研究員をいう。

ただし、学生等については教育研究上、研究データの保存、管理及び公開の権利及び責務を有することが適切かどうかは各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体

制等により異なるものと考えられることから、それらを考慮し、各研究分野において実態に即した取り扱いを定めることが望ましい。

### 【研究データ管理】

本ポリシーにおける研究データ管理とは、研究活動において収集・生成した研究データの取扱いに関わる研究前、研究中及び研究終了後の一連の行為を指す。具体的には、研究前の研究データ管理計画の策定、研究中における研究データの収集、生成、解析、加工等の利用行為、保管、研究終了後の保存の要否の決定、保存方法、保存期間等の決定のほか、第三者の閲覧や利用の可否、その利用要件等の決定、破棄等が挙げられる。

また、研究者が退職等により本学に所属しなくなった場合は、当該研究者は当該研究プロジェクトの関係者と協議のうえ、研究データ管理権限を学内の適切な研究者に移譲するか、または作成者が保持し続けるかについての決定を行う。

研究者は自身の研究データの取扱いを定め、研究データ管理を行う権利と責務を有するが、大学は研究者のデータ管理の負担を軽減し、管理を遺漏なく遂行できるよう、ガイドライン等の策定や共通基盤の整備などの支援を行う。

### 【研究データ公開】

本ポリシーにおける研究データ公開とは、研究データを当該研究データの管理の権利・責務を持つ者以外の者も利用できる状態にすることを指す。公開には、利用者や利用目的・利用方法等に関する条件の有無等により、様々な態様があり得る。

研究者はその公開の様態を決定する権利を有するが、公開にあたっては法令、契約または本学が定める規程等を遵守することが必要であることはもちろん、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、公開の可否を適切に判断することが必要である。なお、研究者の判断に基づき研究データを公開するに際しては、国際通用性のある原則として FAIR 原則があり、特段の定めのない場合は、この原則に則って公開することが望ましい。

### FAIR 原則（和訳）

#### To be Findable: (見つけられるために)

- F1. (メタ) データが、グローバルに一意で永続的な識別子 (ID) を有すること。
- F2. データがメタデータによって十分に記述されていること。
- F3. (メタ) データが検索可能なリソースとして、登録もしくはインデックス化されていること。
- F4. メタデータが、データの識別子 (ID) を明記していること。

#### To be Accessible: (アクセスできるために)

- A1. 標準化された通信プロトコルを使って、(メタ) データを識別子 (ID) により入手できること。

- A1.1 そのプロトコルは公開されており、無料で、実装に制限が無いこと。
- A1.2 そのプロトコルは必要な場合は、認証や権限付与の方法を提供できること。
- A2. データが利用不可能となったとしても、メタデータにはアクセスできること。

To be Interoperable: (相互運用できるように)

- I1. (メタ) データの知識表現のため、形式が定まっていて、到達可能であり、共有されていて、広く適用可能な記述言語を使うこと。
- I2. (メタ) データが FAIR 原則に従う語彙を使っていること。
- I3. (メタ) データは、他の (メタ) データへの特定可能な参照情報を含んでいること。

To be Re-usable: (再利用できるように)

- R1. (メタ) データが、正確な関連属性を豊富に持つこと。
  - R1.1 (メタ) データが、明確でアクセス可能なデータ利用ライセンスと共に公開されていること。
  - R1.2 (メタ) データが、その来歴と繋がっていること。
  - R1.3 (メタ) データが、分野ごとのコミュニティの標準を満たすこと。

(出典)

FORCE11: THE FAIR DATA PRINCIPLES (2016).

<https://www.force11.org/group/fairgroup/fairprinciples>, NBDC 研究チーム(訳),

"FAIR 原則 (「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳)" (2019).

<https://doi.org/10.18908/a.2019112601>

## 2. 大学の責務としての支援環境の整備

### ●大学の責務

本学は、研究者が研究データを保存、管理及び公開を支援する環境を整備し、研究データの利活用を促進する責務を有する。

本学が整備する研究データの保存、管理及び公開に関する支援環境は例えば以下のようものが考えられる。

- ・研究データを保存、管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- ・研究データを公開するためのリポジトリ等のプラットフォームを提供する。
- ・本ポリシーの内容や支援環境整備に関する周知を行う。
- ・研究データの保存、管理、公開に関する法務や契約等の情報提供や教育研修を行う。

### 3. 遵守すべき関連規則

#### ●研究者の権利と責務

本学は、原則として、研究データを収集又は生成した研究者がその研究データの保存、管理及び公開を行う権利及び責務を有していることを認める。

ただし、研究者が研究データの保存、管理及び公開を行うにあたっては、**法令、契約または本学が定める規程等を遵守**するものとする。

研究者が研究データの保存、管理及び公開を行うにあたり、遵守する法令、契約または本学が定める規程等には、例えば以下のようなものが関連性が強いと考えられるが、これらは例示であってこれらに限定されるものではない。

(法令等)

- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・特許法（昭和34年法律第121号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- ・輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ・産業技術力強化法（平成12年法律第44号）

(契約等)

- ・受託研究契約
- ・共同研究契約
- ・外部資金等に基づく研究において締結される契約
- ・秘密保持契約

(本学規定等)

- ・国立大学法人京都工芸繊維大学情報セキュリティ対策基本規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学発明等規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学成果有体物取扱規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学著作物取扱規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学共同研究規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学受託研究規則
- ・国立大学法人京都工芸繊維大学学術指導規則

- ・ 京都工芸繊維大学における研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則
- ・ 京都工芸繊維大学における研究データ等の保存、開示の方法等の基準に関する規則
- ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学安全保障輸出管理規則
- ・ 国立大学法人京都工芸繊維大学の保有する個人情報の管理に関する規則
- ・ 京都工芸繊維大学学術機関リポジトリの運用に関する要項
- ・ 京都工芸繊維大学紀要発行要項
- ・ 京都工芸繊維大学における研究活動上の行動規範
- ・ 京都工芸繊維大学における研究成果を適切に発表するための指針

(その他)

- ・ 国や国際的な研究倫理指針
- ・ 各研究分野における倫理的要件

第三者との契約について、契約内容によっては、本ポリシーと矛盾抵触する可能性があるが、その場合は当該契約が優先されなければならない。また、第三者が権利や法的利益を有する場合にも、それらを侵害してはならない。